

第3章 海難防止に向けて

第1節 海難原因の分析

海難の発生には、運航者の知識・技能・経験及び労働環境、船体・機関の構造及び整備状況、運航・安全管理体制のほか、地形・気象・海象等の自然的条件、船舶交通のふくそう状況、交通ルール、航路・航行援助施設・管制等の交通環境などが複雑に関係しており、直接的な海難原因とともに、その背景となった様々な要因について詳細に分析する必要があります。

そのため、海難審判庁では、個々の海難事例について、ヒューマンファクター概念を取り入れた詳細な原因分析を行い、海難の態様や原因などを明らかにしています。また、これらの情報をもとに、海難の傾向や問題点を抽出するとともに、具体的な海難事例から得られた教訓などを、イラストを多く交えて分かりやすく取りまとめた海難分析集などを発刊し、海難防止のための資料として広く海事関係者や漁業関係者などに紹介しています。

1 海難分析集「狭水道の海難」

安心・安全な海上輸送をめざして 海難の多発エリアと通航のチェックポイント

エネルギーや食糧の大部分を海外に依存する我が国にとって、海上輸送は、経済及び国民生活を支える物流の生命線とも言える重要な役割を担っています。また、我が国沿岸海域は、地形が複雑で、大小様々な狭水道が存在し、可航幅が狭い上に屈曲して見通しが悪く、しかも潮流が速いなど、通航船舶にとって厳しい条件が重なっています。



近年、海上交通安全法に基づく航路の設定や海上交通センターの運用などによって、航路環境も整備され、海難は減少してきてはいるものの依然として後を絶たない状況にあります。

平成18年11月には、関門海峡において貨物船と漁獲物運搬船が衝突、貨物船が沈没し、関門海峡が一時通航禁止となるなど、海上輸送に多大な影響を及ぼしました。

そこで、海難審判庁は狭水道海難の再発防止のため、平成14年から18年までの5年間の裁判をもとに、その発生状況及び原因等を分析した海難分析集「狭水道の海難」を刊行しました。

第1. 海上交通ルートを寸断する狭水道の海難

航路の通航が禁止されるなど、海上交通に多大な影響を及ぼした海難2事例を図・写真とともに紹介

第2. 裁判からみた狭水道の海難

貨物船・旅客船・油送船の狭水道の海難について、トン数、天候・潮流、原因など、その傾向を分析

第3. 海域別海難の状況

東京湾、伊勢湾、紀伊水道・大阪湾・播磨灘、備讃瀬戸、備後灘・燧灘・安芸灘・広島湾、伊予灘・周防灘、関門海峡、平戸瀬戸の各海域ごとに海難発生地点を示し、多発海域の特徴や海難原因を分析するとともに、最近の海難事例を取り上げて解説

第4. まとめ

主な海域別に海難の特徴とその教訓をまとめるとともに、狭水道における海難防止の提言を掲載

2 地方版海難分析集

我が国の沿岸海域には、屈曲した海岸線と多くの島々によって形成された、航海の難所と呼ばれる潮流が速い海峡などが数多く存在しています。このような海域を、一般船舶、操業漁船、プレジャーボートなど大小様々な船舶が往来して海上交通はふくそう状態にあり、さらに、台風や濃霧といった厳しい気象条件も加わることから、それぞれの海域で特色のある海難が発生しています。

各地方海難審判庁では、このような各海域での特色のある海難にスポットを当て、テーマを絞り込んだ海難分析を行って地方版海難分析集を発刊し、海難情報の提供と海難防止対策の提言を行っています。

	<p>神戸地方海難審判庁 神戸地方海難審判事務所</p> <p>「遊漁船海難の分析」</p>	<p>門司地方海難審判庁</p> <p>「遊漁船・瀬渡船海難の分析」</p>	
	<p>長崎地方海難審判庁</p> <p>「遊漁船・瀬渡船の海難事故を防ぐために」</p>	<p>広島地方海難審判庁</p> <p>「遊漁船・瀬渡船の海難」</p>	
	<p>函館地方海難審判庁</p> <p>「北海道沿岸における遊漁船関連海難の事例」</p>	<p>横浜地方海難審判庁</p> <p>「関東・東海沿岸における遊漁船・瀬渡船海難」</p>	
	<p>門司地方海難審判庁 那覇支部</p> <p>「沖縄周辺海域における遊漁船海難の分析」</p>	<p>仙台地方海難審判庁</p> <p>「東北地方沿岸における遊漁船海難の分析」</p>	
	<p>門司地方海難審判庁 那覇支部</p> <p>「ダイビング船の海難と再発防止」</p>	<p>平成19年度は「遊漁船・瀬渡船」にテーマを統一しました。また、那覇支部では「ダイビング船の海難と再発防止」も発表しました。</p>	

3 海難審判情報誌「マイアニュースレター」

マイアニュースレターは、海難事例を分かりやすく解説した情報誌(全8ページ)で、年間6回発刊しています。



「マイアニュースレター」平成19年以降の特集記事

No. 35 【霧中での見張り】(平成19年1月)

「レーダー見張りと避航動作」/「霧中海難の事例とレーダー映像」

No. 36 【狭水道シリーズ② 関門海峡早瀬瀬戸の海難】(平成19年4月)

「関門海峡東部海域での衝突・乗揚」/「早瀬瀬戸の最強流速域・潮流分布図」

No. 37 【狭水道シリーズ③ 関門海峡西部海域の海難】(平成19年5月)

「関門海峡西部海域での衝突・乗揚」

No. 38 【プレジャーボート海難】(平成19年7月)

「安全なマリンレジャーのための6つのポイント」

No. 39 【作業中の死傷事故】(平成19年9月)

「酸欠等の死傷事故を防止するための提言」/
「漁船が6割！死亡者の約半数は海中転落による」

No. 40 【引船列の海難】(平成19年11月)

「夜間、引船列と衝突した相手船はどう見ていたの？」

No. 41 【狭水道の海難】(平成20年2月)

「貨物船・油送船及び旅客船が関連した狭水道の海難」

No. 42 【巨大船の海難】(平成20年4月)

「日本の海上輸送の現状」/「巨大船の海難の状況」

No. 43 【送電線等接触海難】(平成20年5月)

「ライフライン……それは人々の生活に欠かすことのできないものを送っています」



4 英語版情報誌「MAIA DIGEST」



No. 4

我が国の国際海上輸送において大きな割合を占める外国船に対する情報発信の手段として、海難審判庁では「MAIA DIGEST」(マイア・ダイジェスト)を発刊しています。

「MAIA DIGEST」では、台風、霧、狭水道・強潮流など、我が国特有の自然的・地理的条件が関係した外国船の海難事例や、海上交通安全法や港則法の特定航法といった我が国独自の細かな交通ルールが関係した外国船の海難事例などを取り上げ、我が国の交通ルールや水路事情に不慣れな外国人船員にも理解してもらえるよう、分かりやすく編集しています。

MAIA DIGEST 特集記事

No. 1 【Marine Accidents due to Typhoons (台風)】(平成18年9月)

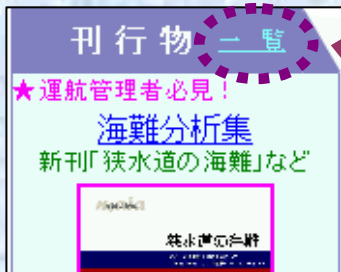
No. 2 【Marine Accidents in Naka Suido (Channel) and Nishi Suido (Channel) of the Kurushima Kaikyo (Strait) (来島海峡)】(平成19年2月)

No. 3 【Marine Accidents in Fog (霧中)】(平成19年4月)

No. 4 【Marine Accidents in Kanmon Kaikyo (Strait) (関門海峡)】(平成20年1月)

海難審判庁の刊行物について

「海難分析集」「地方版海難分析集」「マイアニュースレター」「MAIA DIGEST」は、ここで紹介したもののほか、これまでに発刊したのも海難審判庁ホームページでご覧いただけます。



海難審判庁HPのトップページ左の「刊行物」から【一覧】をクリック！

これまでに発表した刊行物が一覧になっています。HPアドレスはこちら↓

HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm>

海難審判庁のメール配信サービス

① マイアニュースレター ・ MAIA DIGEST

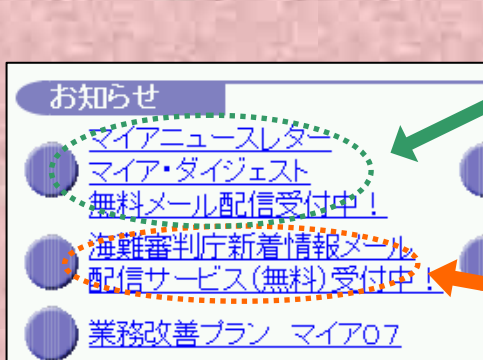
海難審判庁では、海難事例をイラスト入りでわかりやすく紹介した「マイアニュースレター」(年6回発刊)を発刊と同時に無料でメール配信するサービスを行っています。(PDFファイルを送信)

また、「マイアニュースレター」のメール配信にご登録いただいている方には、「MAIA DIGEST」の発刊時にも、お知らせメールを配信しています。

船内教育や安全教育を目的として、すでに多くの海運会社や運航管理者にご利用いただいています。

② 新着情報

海難審判庁ホームページに掲載された新着情報の内容を、1週間に1回、電子メールでお知らせする無料サービスです。(テキスト形式)



①マイアニュースレター・MAIA DIGESTは、お知らせのここをクリック！
申込フォームに必要事項を入力して送信！！
登録が完了すると確認メールが送られます！！

②新着情報は
お知らせのここをクリック！
登録フォームに必要事項を入力して送信！！
これで毎週新着情報が送信されます！！

登録アドレスの変更や配信停止の連絡はこちらまで →→→ maia@mlit.go.jp

第2節 海難防止活動

1 海難防止講習会

海難審判庁では、裁決の事例や海難原因の分析結果などを活用して、海難防止に関する活動を積極的に展開し、海事関係者などに海難の再発防止に関する知識や対策などをフィードバックしています。

各種団体や事業者が開催する海難防止講習会や研修会に講師として職員を派遣し、受講者に応じたテーマを選択して、裁決の事例や原因の分析結果から得られた教訓や海難防止対策などについて分かりやすく説明しています。



海難防止講習会の模様

2 関係機関との連携

(1) 全国海難防止協調運動

平成19年7月16日から7月31日までの16日間、「海難ゼロへの願い」をスローガンに実施された「全国海難防止協調運動」(日本海難防止協会、海上保安協会及び海上保安庁主催)において、海難審判庁は、国土交通省、気象庁、水産庁等とともに後援者として訪船指導や海難防止講習会などの諸活動を各地で実施しました。

近畿・四国地方における情報提供うちわ ▶



(2) 居眠り運航撲滅キャンペーン

平成19年9月、門司・長崎地方海難審判庁と門司・長崎地方海難審判事務所は、九州地区の関係官庁、関係団体等と連携して、「居眠り運航撲滅キャンペーン」を展開し、訪船指導や海難防止講習会などを通じ、内航海運事業者や内航船の乗組員に居眠り運航の撲滅を呼びかけました。



訪船指導(長崎港)



安全衛生講演(佐賀県唐津市)



(3) 全国漁船安全操業推進月間

海難審判庁は、平成 19 年 10 月に実施された「全国漁船安全操業推進月間」(全国漁業就業者確保・育成センター主催)に後援団体として参加し、同推進月間の活動の一環である海難防止等講習会において、平成 18 年に言い渡された漁船関係の裁決から、海難の概要や原因等について説明し、漁船海難の再発防止と安全操業の徹底について呼びかけました。



講習会の模様（福島県いわき市）

(4) ライフジャケットの着用推進



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正により、平成 20 年 4 月 1 日から、漁船に 1 人で乗船して漁ろうに従事する場合、連絡手段を確保していても、ライフジャケットの着用が義務付けられることになりました。海難審判庁は、国土交通省、警察庁、水産庁、海上保安庁と連携して、関係者に対し、1 人乗り漁船のライフジャケット着用義務付けについて周知活動を行いました。

◀「ライフジャケット着用義務」のポスター

～子どもたちに向けた海難審判庁の取組み～

高等海難審判庁には、日ごろから社会見学や修学旅行などで多くの小中学生が訪れています。

審判廷を見学してもらうとともに、海難審判庁の仕事や海上交通のルール、海に関する豆知識などについて分かりやすく説明しています。



[審判廷での説明] ▶



[模擬審判の様子]

また、例年 8 月に、各省庁は小中学生向けに施設などを一般公開し「子ども霞が関見学デー」を開催しています。昨年、高等海難審判庁では、「究明！船の事故はなぜ起きる？」と題し、審判廷を開放して子どもたちに模擬審判を体験してもらいました。参加した子どもたちは審判官や理事官などそれぞれの役になりきり、上手に審判を進めていました。